

神奈川県警察警棒等使用及び取扱細則

(平成 14 年 5 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)

改正 平成 20 年 10 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 20 号 平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号
神奈川県警察警棒等使用及び取扱細則を次のように定める。

神奈川県警察警棒等使用及び取扱細則

(趣旨)

第 1 条 神奈川県警察官の警棒等の使用及び取扱いについては、警察官等警報等使用及び取扱い規範(平成 13 年国家公安委員会規則第 14 号。以下「規範」という。)の定めによるほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所属長 警察本部各部の分課及び附置機関の長、市警察部長、相模方面本部長、サイバーセキュリティ対策本部長、警察学校長並びに警察署長をいう。

(2) 特殊警戒用具 警じょう、特殊警棒等武器に代えて使用できるものをいう。

(警棒等の使用に伴う報告)

第 3 条 所属長は、規範第 7 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、次の事項を警察本部長(以下「本部長」という。)に速報した後、速やかに書面により報告しなければならない。

(1) 使用の日時及び場所

(2) 使用者の所属、官職及び氏名

(3) 危害の内容及び程度

(4) 使用の理由及び状況

(5) 事案に対する処置

(6) その他参考事項

2 規範第 7 条第 2 項の規定による報告は、所属長に対して行うほか、その所属部隊の現場の最高指揮官に対して行うものとする。

3 前項の規定により報告を受けた所属長及び現場の最高指揮官は、第 1 項に準じて本部長に報告しなければならない。

4 規範第 5 条ただし書の規定による警察官が警棒等(警棒及び特殊警戒用具をいう。以下同じ。)を使用して人に危害を与えたときの報告は、前 2 項に準じて行うものとする。

(勤務中警棒を携帯させないことができる場合)

第 4 条 所属長は、次に掲げる場合は、警棒を携帯させないことができる。この場合において、警棒つりは帯革から取り外させるものとする。

- (1) 警部補以上の階級にある警察官で職務上警棒を携帯することが必要ないと認める場合
- (2) 祭典その他儀礼的な行事に出席する場合
- (3) 車両の運転(警ら用無線自動車勤務及び交通取締用四輪車勤務を除く。)に従事する場合
- (4) その他警棒を携帯することが不相当と認めた場合
(特殊警棒の携帯)

第5条 所属長は、私服を着用して勤務をする者(以下「私服勤務者」という。)が犯人を逮捕する場合又は押収、搜索等を行う場合で、警棒では携帯、使用等に支障があると認めるときは、私服勤務者に特殊警棒を携帯させるものとする。
(警棒携帯の特例)

第6条 所属長は、職務の性質上特に必要がある場合は、警棒の携帯方法について指示をするものとする。
(所属長の行う訓練等)

第7条 所属長は、警棒等の使用及び取扱いの適正を期するため、計画的に訓練を実施し、操法の習熟に努めさせるとともに関係法規等について教養を実施しなければならない。
(指導監督)

第8条 巡査部長以上の階級にある警察官は、常に警棒等の使用及び取扱いについて指導監督を行い、事務の防止に努めなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。